

問 1

C F P[®]認定者が業務を行ううえで留意しなければならないのが、関連業法等の順守です。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) 以下の文章は、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（以下「協会」という）の「会員倫理規程」の抜粋である。文章の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、以下の文章における「会員」とは協会の会員をいう。

第1条 会員は、順法精神に基づき、（ア）の最善の利益を追求しなければならない。

第3条 会員は、（イ）がある場合は、これを顧客に開示しなければならない。

第5条 会員は、ファイナンシャル・プランニングの業務上知り得た（ウ）、節度のある行動をとらなければならない。

1. (ア) 業界 (イ) 業務契約文書 (ウ) 顧客の秘密を守り
2. (ア) 業界 (イ) 利益相反事項 (ウ) 顧客の情報を管理し
3. (ア) 顧客 (イ) 利益相反事項 (ウ) 顧客の秘密を守り
4. (ア) 顧客 (イ) 業務契約文書 (ウ) 顧客の情報を管理し

(問題 2)

(設問B) ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）は、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえで関連業法を順守することが重要である。関連業法の順守に関する次の記述の適不適の組み合わせとして、正しいものはどれか。

(ア) 特定社会保険労務士ではないFPが、労働トラブルのADR（裁判外紛争解決手続）における顧客の手続きの代理業務を行った。

(イ) 税理士ではないFPが、被相続人から生前に資産運用について相談を受けて作成していた資産台帳を基に、各相続人の具体的な相続税の額を計算し、相続人に説明した。

(ウ) 弁護士ではなく、また遺言者や公証人の親族ではなく利害関係もないFP（成年者）が、公正証書遺言の証人となった。

1. (ア) および (イ) は不適切であるが、(ウ) は適切。
2. (ア) および (ウ) は不適切であるが、(イ) は適切。
3. (イ) および (ウ) は不適切であるが、(ア) は適切。
4. (ア)、(イ)、(ウ) はすべて不適切。

(問題3)

(設問C) 「個人情報の保護に関する法律 (個人情報保護法)」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 個人情報データベースを事業の用に供している株式会社は、個人データが1件であっても個人情報取扱事業者となる。
2. 匿名加工情報とは、特定の個人を識別できないように個人情報を加工し復元できないようにした情報であり、個人情報には該当しない。
3. 個人情報のうち、本人の人種、信条に関する記述が含まれるものは、その取扱いに特に配慮を要する情報として、要配慮個人情報に該当する。
4. DNAなど身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号は、特定の個人を識別できるものであっても個人識別符号には該当しない。

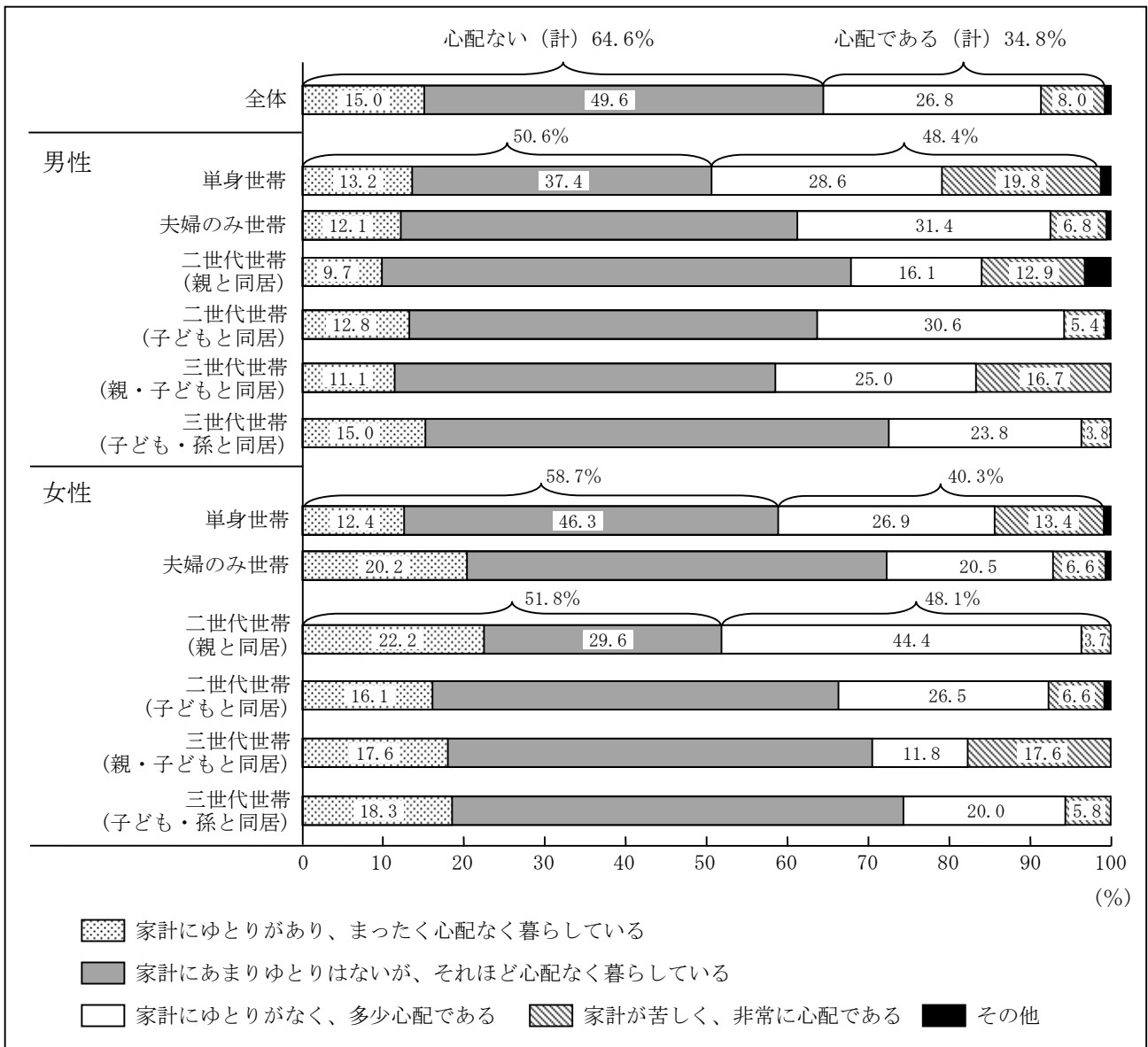
問2

C F P[®]認定者にとって、ライフプランニングに関する最近の情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題4)

(設問A) 以下の<資料>は、内閣府の「平成29年版高齢社会白書」において公表された「経済的な暮らし向き」のグラフを基に作成したものである。この<資料>に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>



(出所)「平成29年版高齢社会白書」を基に作成

1. 「家計にゆとりがあり、まったく心配なく暮らしている」の割合が最も高い世帯は、女性の二世帯世帯（親と同居）である。
2. 「家計が苦しく、非常に心配である」の割合が最も高い世帯は、男性の単身世帯である。
3. 「心配である（計）」の割合は、男性の中では単身世帯、女性の中では二世帯世帯（親と同居）が最も高い。
4. 「心配ない（計）」の割合は、女性の単身世帯より男性の単身世帯の方が高い。

（問題5）

（設問B） パーソナルファイナンスにおける意思決定は合理的であることが望ましいが、現実には人はしばしばバイアスと呼ばれる、偏り、先入観、偏見にとらわれた非合理的な意思決定をすることがある。行動ファイナンスでは、こうしたバイアスには一定のパターンがあることを分析・指摘している。次の行動ファイナンスにおけるバイアスの名称とそのバイアスに該当する事象の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

＜バイアスの名称＞

- （ア） 損失回避性
- （イ） 現状維持バイアス
- （ウ） 極端性の回避
- （エ） メンタル・アカウンティング（心の家計簿）

＜事象＞

- （a） 購入した株式の時価が買い値の半分になってしまったが、なかなか売却できず、そのまま持ち続けている。
- （b） ハイリスク、ミドルリスク、ローリスクの3種類の投資信託がある場合、中間であるミドルリスクの商品を選ぶ。
- （c） 10万円株式投資をして1万円の利益を得たときの喜びよりも、1万円の損失を被る悲しみの方が大きく感じる。
- （d） ギャンブルでもうけたお金は、定期的な給料とは異なり臨時収入であると判断して、一気に無駄使いしてしまう。

1. （ア）－（a）、（イ）－（c）、（ウ）－（b）、（エ）－（d）
2. （ア）－（a）、（イ）－（c）、（ウ）－（d）、（エ）－（b）
3. （ア）－（c）、（イ）－（a）、（ウ）－（b）、（エ）－（d）
4. （ア）－（c）、（イ）－（a）、（ウ）－（d）、（エ）－（b）

問3

会社員のパーソナルファイナンスに関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、設問A、Bについては<資料>に基づいて解答してください。

<資料>

【収入に関する事項】

○給与収入（年間・手取り）

- ・ 布施 昭雄さん（本人・会社員）：現在440万円
- ・ 布施 雪子さん（妻・パート）：現在100万円

【支出に関する事項】

○基本生活費 年間240万円（現在価値）

○住宅関連費 持ち家（戸建て）

- ・ 住宅ローン：金利年1.9%（全期間固定）
元利均等返済（ボーナス返済なし）
債務者は昭雄さんで69歳時完済予定
年間返済額は78万円
- ・ 固定資産税等：年間12万円

○教育費

- ・ 長男は、小学校、中学校は公立、高校は私立、大学（四年制）は私立理系への進学を予定している。
- ・ 長女は、小学校、中学校、高校は公立、大学（四年制）は私立文系への進学を予定している。

[教育費の現在価値]

| | 小学校 | 中学校 | | 高校 | | 大学 | |
|-------|------|------|-------|------|------|------|-------|
| | 公立 | 公立 | 私立 | 公立 | 私立 | 私立文系 | 私立理系 |
| 年間教育費 | 30万円 | 50万円 | 120万円 | 40万円 | 90万円 | 90万円 | 120万円 |
| 入学一時金 | — | 10万円 | 40万円 | 10万円 | 30万円 | 30万円 | 30万円 |

○生命保険料

- ・ 年間36万円

○自動車関連費

- ・ 維持費：年間20万円（現在価値）
- ・ 買替え：2021年と2032年にそれぞれ250万円（現在価値）
- ・ 車検費用：2017年、2019年、2024年、2026年、2028年、2030年に車検を行う。費用は1回当たり10万円（現在価値）

○その他支出

- ・ レジャー、帰省等：毎年20万円（現在価値）

○一時的支出

- ・ 旅行：2019年に30万円、2025年と2029年にそれぞれ40万円（すべて現在価値）

【留意事項】

- ・ キャッシュフロー表の同一の欄に計上する項目が複数ある場合、それらの合計額に変動率を適用し算出した金額によること。

＜現状のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

| 経過年数 | | | 現在 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|---------|----------|------|-----------------|-----------------|------|------|--------------------------|------|-----------------|------------|
| 西暦(年) | | | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
| 家族・年齢 | 布施 昭雄 | 本人 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 |
| | | 雪子 | 妻 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 |
| | | 春夫 | 長男 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| | | 冬美 | 長女 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| ライフイベント | | | 長女 小学校 入学 | 長男 中学校 入学 | 旅行 | | 長男 高校入学 自動車 買替え | | 長女 中学校 入学 | 長男 大学入学 |
| 変動率 | | | | | | | | | | |
| 収入 | 給与収入(本人) | 1.0% | 440 | 444 | 449 | 453 | 458 | 462 | 467 | 472 |
| | 給与収入(妻) | 1.0% | 100 | 101 | 102 | 103 | 104 | 105 | 106 | 107 |
| | 収入合計 | - | 540 | 545 | 551 | 556 | 562 | 567 | 573 | 579 |
| 支出 | 基本生活費 | 1.0% | 240 | 242 | 245 | 247 | 250 | 252 | 255 | 257 |
| | 住宅関連費 | 0.0% | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| | 教育費(長男) | 1.0% | 30 | 61 | 51 | | | | | |
| | 教育費(長女) | 1.0% | 30 | 30 | 31 | | | | | |
| | 生命保険料 | 0.0% | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 自動車関連費 | 1.0% | 30 | | | | | | | |
| | その他支出 | 1.0% | 20 | | 20 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| | 一時的支出 | 1.0% | | | | | | | | |
| 支出合計 | - | 476 | | 535 | 498 | (ア) | | 583 | | |
| 年間収支 | - | 64 | | 16 | 58 | | | ▲10 | ▲72 | |
| 預貯金等残高 | 1.0% | 700 | 753 | 777 | 843 | | 605 | 601 | 535 | |

| 経過年数 | | | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|---------|----------|------|------|------------|------|------|------------------|------|------|------------|
| 西暦(年) | | | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 |
| 家族・年齢 | 布施 昭雄 | 本人 | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 |
| | | 雪子 | 妻 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 |
| | | 春夫 | 長男 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| | | 冬美 | 長女 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| ライフイベント | | | 旅行 | 長女 高校入学 | | 長男就職 | 長女 大学入学 旅行 | | | 自動車 買替え |
| 変動率 | | | | | | | | | | |
| 収入 | 給与収入(本人) | 1.0% | 476 | 481 | 486 | 491 | 496 | 501 | 506 | 511 |
| | 給与収入(妻) | 1.0% | 108 | 109 | 110 | 112 | 113 | 114 | 115 | 116 |
| | 収入合計 | - | 584 | 590 | 596 | 603 | 609 | 615 | 621 | 627 |
| 支出 | 基本生活費 | 1.0% | 260 | 262 | 265 | 268 | 270 | 273 | 276 | 279 |
| | 住宅関連費 | 0.0% | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| | 教育費(長男) | 1.0% | | | | | | | | |
| | 教育費(長女) | 1.0% | | | | | | 102 | 103 | 104 |
| | 生命保険料 | 0.0% | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 自動車関連費 | 1.0% | | | | | | | | |
| | その他支出 | 1.0% | 22 | 22 | 22 | 22 | 23 | 23 | 23 | 23 |
| | 一時的支出 | 1.0% | | | | | | | | |
| 支出合計 | - | | | | 494 | 622 | 558 | 551 | 845 | |
| 年間収支 | - | (イ) | ▲39 | ▲16 | 109 | ▲13 | 57 | 70 | ▲218 | |
| 預貯金等残高 | 1.0% | | | | 534 | 526 | 588 | 664 | 453 | |

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題6)

(設問A) 布施昭雄さんは、今後の資金計画や住宅ローンの返済などについて、CFP[®]認定者に相談し、キャッシュフロー表を作成してもらうことにした。現状のキャッシュフロー表中の空欄(ア)、(イ)にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. (ア) 574 (イ) ▲30
2. (ア) 574 (イ) ▲73
3. (ア) 834 (イ) ▲30
4. (ア) 834 (イ) ▲73

(問題7)

(設問B) 布施雪子さんは、所得税等の配偶者控除・配偶者特別控除が改正されたこともあり、今までよりも多く働いて収入を増やしたいと考えている。CFP[®]認定者は雪子さんの希望を考慮した以下の〈見直しの内容〉を反映させたキャッシュフロー表を作成した。見直し後のキャッシュフロー表中の空欄(ウ)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

〈見直しの内容〉

- ・ 雪子さんの給与収入(年間・手取り): 2018年より、年間120万円(現在価値)となる。
- ・ 生命保険料: 保険の見直しにより、2018年以降、毎年の保険料を6万円減らす。
- ・ 住宅ローン: 2018年に借換えを行うことにより、残りの返済期間を2年短縮し、年間返済額は2018年以降1万円減少する。なお、借換えに係る諸費用の支出は40万円である。2030年に200万円の繰上げ返済を行うことで昭雄さんが65歳になるまでの完済を目指す。
- ・ その他支出: 2018年以降、年間5万円減らして15万円(現在価値)とする。

1. 735
2. 740
3. 745
4. 785

<見直し後のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

| 経過年数 | | | 現在 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|---------|----------|------|-----------------|-----------------|------|------|--------------------------|------|-----------------|------------|
| 西暦(年) | | | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
| 家族・年齢 | 布施 昭雄 | 本人 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 |
| | | 雪子 | 妻 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 |
| | | 春夫 | 長男 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| | | 冬美 | 長女 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| ライフイベント | | | 長女 小学校 入学 | 長男 中学校 入学 | 旅行 | | 長男 高校入学 自動車 買替え | | 長女 中学校 入学 | 長男 大学入学 |
| 変動率 | | | | | | | | | | |
| 収入 | 給与収入(本人) | 1.0% | 440 | 444 | 449 | 453 | 458 | 462 | 467 | 472 |
| | 給与収入(妻) | 1.0% | 100 | | | 124 | 125 | 126 | 127 | 129 |
| | 収入合計 | - | 540 | | | 577 | 583 | 588 | 594 | 601 |
| 支出 | 基本生活費 | 1.0% | 240 | 242 | 245 | 247 | 250 | 252 | 255 | 257 |
| | 住宅関連費 | 0.0% | 90 | | 89 | 89 | 89 | 89 | 89 | 89 |
| | 教育費(長男) | 1.0% | 30 | 61 | | | | | | |
| | 教育費(長女) | 1.0% | 30 | 30 | | | | | | |
| | 生命保険料 | 0.0% | 36 | | | | | | | |
| | 自動車関連費 | 1.0% | 30 | | | | | | | |
| | その他支出 | 1.0% | 20 | | | | | | | |
| | 一時的支出 | 1.0% | | | | | | | | |
| 支出合計 | - | 476 | | | 485 | 822 | 535 | 571 | 639 | |
| 年間収支 | - | 64 | | | 92 | ▲239 | 53 | 23 | ▲38 | |
| 預貯金等残高 | 1.0% | 700 | (ウ) | | 900 | 670 | 730 | 760 | 730 | |

| 経過年数 | | | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|---------|----------|------|------|------------|------|------|------------------|-----------|------|------------|
| 西暦(年) | | | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 |
| 家族・年齢 | 布施 昭雄 | 本人 | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 |
| | | 雪子 | 妻 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 |
| | | 春夫 | 長男 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| | | 冬美 | 長女 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| ライフイベント | | | 旅行 | 長女 高校入学 | | 長男就職 | 長女 大学入学 旅行 | 繰上げ 返済 | | 自動車 買替え |
| 変動率 | | | | | | | | | | |
| 収入 | 給与収入(本人) | 1.0% | 476 | 481 | 486 | 491 | 496 | 501 | 506 | 511 |
| | 給与収入(妻) | 1.0% | 130 | 131 | 133 | 134 | 135 | 137 | 138 | 139 |
| | 収入合計 | - | 606 | 612 | 619 | 625 | 631 | 638 | 644 | 650 |
| 支出 | 基本生活費 | 1.0% | 260 | 262 | 265 | 268 | 270 | 273 | 276 | 279 |
| | 住宅関連費 | 0.0% | 89 | 89 | 89 | 89 | 89 | 289 | 89 | 89 |
| | 教育費(長男) | 1.0% | | | | | | | | |
| | 教育費(長女) | 1.0% | | | | | 135 | 102 | 103 | 104 |
| | 生命保険料 | 0.0% | | | | | | | | |
| | 自動車関連費 | 1.0% | | | | | | 34 | 23 | 313 |
| | その他支出 | 1.0% | | | | | | 17 | 17 | 17 |
| | 一時的支出 | 1.0% | | | | | | | | |
| 支出合計 | - | 644 | 616 | 600 | 482 | 609 | 745 | 538 | 832 | |
| 年間収支 | - | ▲38 | ▲4 | 19 | 143 | 22 | ▲107 | 106 | ▲182 | |
| 預貯金等残高 | 1.0% | 699 | 702 | 728 | 878 | 909 | 811 | 925 | 752 | |

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。

※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。

ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。

※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題8)

(設問C) 会社員の住吉康夫さんは、2029年3月末に定年退職をする予定である。住吉さんは退職後の生活資金を準備するため、2019年から資金運用を開始する。定年退職後は蓄えた資金と退職一時金を複利運用しながら、25年間にわたり毎年3月末に一定金額を取り崩して受け取るほか、自宅のリフォーム資金に充てたいと考えている。以下の<条件>に基づく場合、運用開始当初4年間にわたり毎年3月末に積み立てるべき一定金額(最少額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、下記の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げること。

<条件>

- ・ 2019年4月1日から定年退職時までの10年間は、用意した貯蓄400万円(2019年3月末時点)を、当初4年間は年利1.0%、その後の6年間は年利2.0%で複利運用する。
- ・ 当初4年間は毎年3月末に一定金額を積み立てながら、年利1.0%で複利運用する。
- ・ 当初4年間経過後の6年間は毎年3月末に48万円を積み立てながら、それまでの積立金とともに年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2029年3月末に退職一時金1,300万円(手取り額)を受け取る。
- ・ 退職後は、蓄えた資金と受け取った退職一時金を年利1.5%で複利運用しながら、25年間にわたり毎年3月末に70万円ずつ取り崩す。
- ・ 定年退職時から4年間、年利1.5%で複利運用し、2033年3月末に自宅のリフォーム資金として800万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% | 2.0% |
|-----|-------|-------|-------|
| 4年 | 1.041 | 1.061 | 1.082 |
| 6年 | 1.062 | 1.093 | 1.126 |
| 25年 | 1.282 | 1.451 | 1.641 |

[現価係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% | 2.0% |
|-----|-------|-------|-------|
| 4年 | 0.961 | 0.942 | 0.924 |
| 6年 | 0.942 | 0.915 | 0.888 |
| 25年 | 0.780 | 0.689 | 0.610 |

[年金終価係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% | 2.0% |
|-----|--------|--------|--------|
| 4年 | 4.060 | 4.091 | 4.122 |
| 6年 | 6.152 | 6.230 | 6.308 |
| 25年 | 28.243 | 30.063 | 32.030 |

[年金現価係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% | 2.0% |
|-----|--------|--------|--------|
| 4年 | 3.902 | 3.854 | 3.808 |
| 6年 | 5.795 | 5.697 | 5.601 |
| 25年 | 22.023 | 20.720 | 19.523 |

[減債基金係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% | 2.0% |
|-----|-------|-------|-------|
| 4年 | 0.246 | 0.244 | 0.243 |
| 6年 | 0.163 | 0.161 | 0.159 |
| 25年 | 0.035 | 0.033 | 0.031 |

[資本回収係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% | 2.0% |
|-----|-------|-------|-------|
| 4年 | 0.256 | 0.259 | 0.263 |
| 6年 | 0.173 | 0.176 | 0.179 |
| 25年 | 0.045 | 0.048 | 0.051 |

1. 29万円
2. 31万円
3. 33万円
4. 40万円

(問題9)

(設問D) 2019年3月末に定年退職を迎える杉野昭子さんは、退職一時金と自助努力で準備した老後のための資金を、2019年4月1日からの30年間、複利運用しながら取り崩して生活費などに充てる計画を立てている。以下の<条件>に基づく場合、2019年4月1日から2029年3月末までの当初10年間、毎年3月末に取り崩すことができる一定金額(最大額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、下記の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り捨てること。

<条件>

- ・ 退職一時金と自助努力で準備した老後のための資金の合計は2,300万円(2019年3月末時点)である。
- ・ 2019年4月1日から2029年3月末までの当初10年間は、年利1.5%で複利運用しながら毎年3月末に一定金額を取り崩す。
- ・ 2029年4月以降の20年間は、年利1.0%で複利運用しながら毎年3月末に60万円を取り崩す。
- ・ 定年退職後2019年4月1日から5年間、年利1.5%で複利運用し、2024年3月末に自宅のリフォーム資金として650万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% |
|-----|-------|-------|
| 5年 | 1.051 | 1.077 |
| 10年 | 1.105 | 1.161 |
| 20年 | 1.220 | 1.347 |

[現価係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% |
|-----|-------|-------|
| 5年 | 0.951 | 0.928 |
| 10年 | 0.905 | 0.862 |
| 20年 | 0.820 | 0.742 |

[年金終価係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% |
|-----|--------|--------|
| 5年 | 5.101 | 5.152 |
| 10年 | 10.462 | 10.703 |
| 20年 | 22.019 | 23.124 |

[年金現価係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% |
|-----|--------|--------|
| 5年 | 4.853 | 4.783 |
| 10年 | 9.471 | 9.222 |
| 20年 | 18.046 | 17.169 |

[減債基金係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% |
|-----|-------|-------|
| 5年 | 0.196 | 0.194 |
| 10年 | 0.096 | 0.093 |
| 20年 | 0.045 | 0.043 |

[資本回収係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% |
|-----|-------|-------|
| 5年 | 0.206 | 0.209 |
| 10年 | 0.106 | 0.108 |
| 20年 | 0.055 | 0.058 |

1. 66万円
2. 71万円
3. 77万円
4. 82万円

問4

教育や住宅取得等に係る資金設計に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題10)

(設問A) 米田正兼さんは、以下の<住宅ローン>の借入れを検討中である。借入れから5年が経過した時点(返済回数60回終了後)で、残存期間に適用される金利が年3.00%となった場合に、返済額軽減型の繰上げ返済を行い、毎月の返済額(元利合計)が当初の5年間と変わらないようにしたいと考えている。その場合に必要な繰上げ返済額として、正しいものはどれか。なお、繰上げ返済のための手数料等については考慮しないこと。また、計算に当たっては、下記の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げること。

<住宅ローン>

- ・ 借入金利：年0.80% (当初5年間固定金利)
- ・ 返済方法：元利均等返済、毎月返済のみ (ボーナス返済なし)
- ・ 返済期間：20年 (返済回数240回)
- ・ 借入額：2,000万円
- ・ 5年経過時点(返済回数60回終了後)の借入残高：15,295,786円

※当初の一定期間に適用される金利のみが決まっている元利均等返済の住宅ローンの当初の一定期間の返済額(元利合計)は、その一定期間に適用される金利が完済まで適用されるものとして計算される。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数(1ヵ月用)]

| 期間 | 0.80% | 3.00% |
|-----|---------|---------|
| 5年 | 1.04080 | 1.16162 |
| 15年 | 1.12745 | 1.56743 |
| 20年 | 1.17345 | 1.82075 |

[現価係数(1ヵ月用)]

| 期間 | 0.80% | 3.00% |
|-----|---------|---------|
| 5年 | 0.96080 | 0.86087 |
| 15年 | 0.88696 | 0.63799 |
| 20年 | 0.85219 | 0.54922 |

[年金終価係数(1ヵ月用)]

| 期間 | 0.80% | 3.00% |
|-----|-----------|-----------|
| 5年 | 61.19535 | 64.64671 |
| 15年 | 191.17766 | 226.97269 |
| 20年 | 260.17247 | 328.30200 |

[年金現価係数(1ヵ月用)]

| 期間 | 0.80% | 3.00% |
|-----|-----------|-----------|
| 5年 | 58.79663 | 55.65236 |
| 15年 | 169.56615 | 144.80547 |
| 20年 | 221.71617 | 180.31091 |

[減債基金係数(1ヵ月用)]

| 期間 | 0.80% | 3.00% |
|-----|---------|---------|
| 5年 | 0.01634 | 0.01547 |
| 15年 | 0.00523 | 0.00441 |
| 20年 | 0.00384 | 0.00305 |

[資本回収係数(1ヵ月用)]

| 期間 | 0.80% | 3.00% |
|-----|---------|---------|
| 5年 | 0.01701 | 0.01797 |
| 15年 | 0.00590 | 0.00691 |
| 20年 | 0.00451 | 0.00555 |

1. 224万円
2. 228万円
3. 418万円
4. 647万円

(問題11)

(設問B) 大場俊介さん(会社員・年収670万円)は、住宅購入を計画しており、CFP®認定者に以下の<条件>に基づくシミュレーションを依頼した。このシミュレーションにおける購入可能な物件価格の上限として、正しいものはどれか。なお、円未満の端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、住宅ローンの借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。

<条件>

- ・ 用意した住宅購入用資金580万円と父から贈与される95万円を住宅購入に充てる。これらの資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンの借入額については、住宅ローンの年間元利合計返済額が現在の年収の20%となるようにする。
- ・ 住宅ローンの条件は、金利年1.30%(全期間固定金利)、返済期間30年(返済回数360回)、元利均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)とする。
- ・ 借入額100万円当たりの毎月の元利合計返済額は3,356円とする。
- ・ 住宅購入のための諸費用は物件価格の8%とし、上記で準備した資金の中から充てるものとする。

1. 3,610万円
2. 3,690万円
3. 3,900万円
4. 3,990万円

(問題 1 2)

(設問C) 以下の<資料>の4人のうち、住宅ローンの「フラット35」の申込要件を満たす人の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、特に記載のない事項については申込要件を満たしているものとし、借換え融資および親子リレー返済ではないものとする。

<資料>

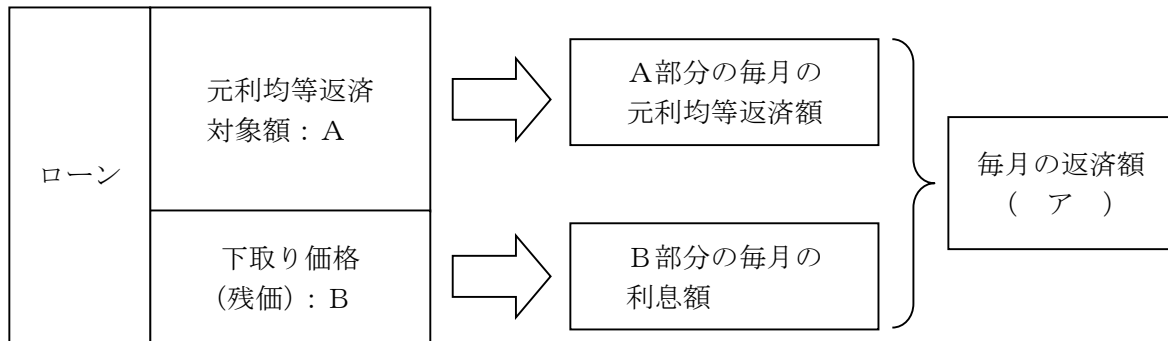
| | 申込時の 年齢 | 国籍等 | 住宅の概要 | 本人の持分 |
|-----|------------|--------------------------|---|-------------------|
| Aさん | 71歳 | 日本国籍 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新築分譲マンション ・ 床面積65m² (壁芯面積) | 10分の10 |
| Bさん | 38歳 | フランス国籍 ※日本の永住許可を受けている | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新築分譲マンション ・ 床面積50m² (壁芯面積) | 10分の10 |
| Cさん | 52歳 | 日本国籍 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗付き新築一戸建て住宅 ・ 床面積170m² (住宅部分 80m²) (店舗部分 90m²) | 10分の10 |
| Dさん | 33歳 | 日本国籍 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建て住宅 ・ 床面積110m² | 10分の3 ※配偶者との共有 |

1. AさんとBさん
2. BさんとCさん
3. BさんとDさん
4. CさんとDさん

(問題 13)

(設問D) 近藤康弘さんは、自動車の購入に当たり、残価設定型自動車ローンを利用することを検討している。近藤さんが以下の条件で残価設定型自動車ローンを組んだ場合、毎月の返済額(ア)として、正しいものはどれか。

<残価設定型自動車ローンの毎月の返済額算出のイメージ図>



<残価設定型自動車ローンの条件>

| | |
|---------------|-------------------------------------|
| 借入額 | 330万円 (本体価格：300万円) (諸費用：30万円) |
| 3年後の下取り価格(残価) | 120万円 |
| ローン期間 | 3年間 |
| 金利(年) | 3.5% |
| 返済回数 | 36回払い(毎月返済) |
| 返済方法 | イメージ図のA部分：元利均等返済 |
| | イメージ図のB部分：利息のみ返済 (残価相当額×金利÷12) |

※イメージ図のA部分の借入金100万円当たりの毎月の元利合計返済額は、29,000円とする。

1. 40,925円
2. 64,400円
3. 95,700円
4. 99,200円

(問題 1 4)

(設問E) 貸金業法の総量規制に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 総量規制とは、個人に係る貸金業者からの借入残高の合計額が、その個人の年収の4分の1を超える場合は、新たな借入れはできなくなるというものである。
2. 銀行のカードローンによる借入れは、総量規制の対象となる。
3. 商品の購入に当たり貸金業者のクレジットカードを利用しリボルビング払いにした場合、総量規制の対象とならない。
4. 自動車の購入に必要な資金の貸付けで当該自動車が譲渡により担保の目的となっている貸付けは、総量規制の対象となる。

(問題 1 5)

(設問F) 独立行政法人日本学生支援機構が取り扱う「貸与型奨学金」に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 貸与型奨学金は、経済的理由により就学に困難があると認められ、一定の貸与基準を満たす学生・生徒の保護者に貸与される。
2. 貸与型奨学金には、第一種奨学金（無利息）と第二種奨学金（利息付）があるが、両方の貸与を併用することはできない。
3. 入学時の諸費用負担を補うことを目的とした入学時特別増額貸与奨学金（利息付）は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の融資を受けられなかった世帯の学生・生徒が対象である。
4. 貸与型奨学金は、進学する学校等へ入学後に申込みをすることはできない。

問5

最近の働き方とその関連法令等に関する以下の設問A～Gについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題16)

(設問A) 労働基準法の規定による年次有給休暇に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 年次有給休暇の取得要件である出勤率の算定において、育児・介護休業法に規定する育児休業または介護休業を取得した期間は、出勤したものとみなされる。
2. 年次有給休暇の請求権は、2年間行使しない場合は時効によって消滅する。
3. 週の所定労働日数が4日で、かつ週の所定労働時間が32時間のパートタイマーが、雇入日から起算して6ヵ月間継続勤務し、その間の出勤率が8割以上であった場合に付与される年次有給休暇は、7日である。
4. 労使協定で定めることにより時間を単位として取得できる年次有給休暇の上限は、1年に5日である。

(問題17)

(設問B) 労働者災害補償保険の給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 業務上の災害により負傷し、その療養のために労働することができず賃金が支払われない場合、賃金を受けない日の第1日目から休業補償給付が支給される。
2. 休業補償給付を受けている労働者が、療養の開始後1年6ヵ月を経過した日において傷病が治っておらず障害等級表の傷病等級に該当する場合、休業補償給付に代えて傷病補償年金が支給される。
3. 障害補償年金の受給権者が、所定の障害により常時介護を要する状態にあり自宅で常時介護を受けている場合、請求により介護補償給付が支給される。
4. 障害補償年金の受給権者が一時金を受けることを希望する場合、同一の事由に関し1回に限り、障害補償年金前払一時金を請求することができる。

(問題 18)

(設問C) 雇用保険法の改正により2017年1月1日から、65歳以上の労働者については高年齢被保険者として雇用保険の適用対象となった。この改正および高年齢求職者給付金に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

福岡隆弘さんは、2016年8月1日に66歳でKA株式会社に入社し、雇用保険法の改正により(ア)から高年齢被保険者となった。福岡さんが2017年9月30日に離職し、高年齢求職者給付金が支給される場合、その額は基本手当日額の(イ)となる。また、その後再就職し、再び離職して支給要件を満たした場合、高年齢求職者給付金の支給を(ウ)。

1. (ア) 2016年8月1日 (イ) 30日分 (ウ) 受けることができない
2. (ア) 2017年1月1日 (イ) 30日分 (ウ) 受けることができる
3. (ア) 2017年1月1日 (イ) 50日分 (ウ) 受けることができない
4. (ア) 2016年8月1日 (イ) 50日分 (ウ) 受けることができる

(問題 19)

(設問D) 雇用保険の介護休業給付金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 被保険者の祖父母は介護休業給付金の対象家族となる。
2. 介護休業をし、介護休業給付金を93日分受給した後、引き続き介護をしていた同一の対象家族の要介護状態が悪化した場合、新たに介護休業をし、介護休業給付金を受給することができる。
3. 介護休業期間中に賃金が支払われなかった場合の介護休業給付金の額は、支給単位期間1ヵ月ごとに、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じた額の100分の50である。
4. 休業開始時賃金日額に支給日数を乗じた額の100分の90に相当する額の賃金が支払われた場合、差額の100分の10に相当する額の介護休業給付金が支給される。

(問題20)

(設問E) 大久保隆さん(48歳)は、2018年5月末日に12年間継続勤務していたPA株式会社を自己都合により退職した。以下の<資料>に基づいて計算した大久保さんの雇用保険の基本手当の日額として、正しいものはどれか。なお、大久保さんはこれまで基本手当を受けたことはない。

<資料>

[大久保さんの2017年12月から2018年5月までの給与等の状況] (単位:円)

| 月別実出勤日数 | 基本給 | 時間外手当 | 通勤手当 | |
|---------|------|-----------|--------|--------|
| 12月分 | 20日 | 333,000 | 15,500 | 15,000 |
| 1月分 | 19日 | 333,000 | 11,500 | 15,000 |
| 2月分 | 19日 | 333,000 | 9,000 | 15,000 |
| 3月分 | 21日 | 333,000 | 13,000 | 15,000 |
| 4月分 | 20日 | 333,000 | 12,500 | 15,000 |
| 5月分 | 21日 | 333,000 | 10,500 | 15,000 |
| 合計 | 120日 | 1,998,000 | 72,000 | 90,000 |

※その他支給額:退職金(5月末日)900,000円

※賞与の支給はない。

[賃金日額の上限・基本手当の日額の上限]

| | |
|------------|---------|
| 賃金日額の上限 | 16,410円 |
| 基本手当の日額の上限 | 8,205円 |

[基本手当の日額の計算式]

$$\text{基本手当の日額} = \frac{(-W \times W) + (24,140 \times W)}{24,000}$$

※W=賃金日額

1. 6,031円
2. 6,061円
3. 6,070円
4. 8,205円

(問題 2 1)

(設問 F) YK株式会社に正社員として勤務する池谷春香さん(24歳・雇用保険の被保険者)は、半年後に退職し、その翌月から専門実践教育訓練給付金の対象講座を受講する予定である。雇用保険の専門実践教育訓練給付金についてCFP[®]認定者が池谷さんに行った次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。なお、池谷さんは、これまでに雇用保険の教育訓練給付を受けたことはない。

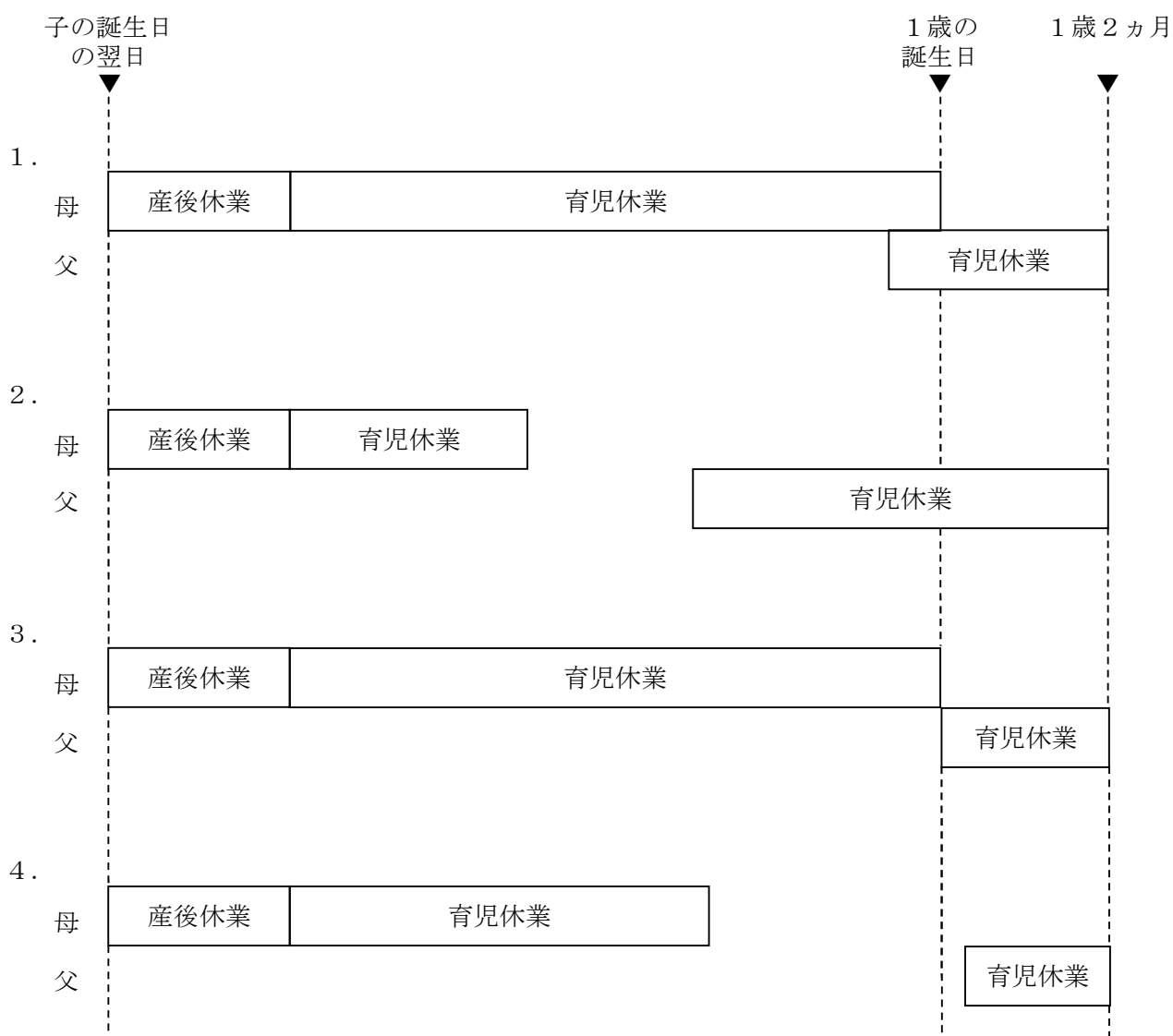
1. 「専門実践教育訓練給付金を受けるためには、対象講座の受講を開始した日から1ヵ月以内に所定のジョブ・カード等をハローワーク(公共職業安定所)に提出する必要があります。」
2. 「退職するまでに2年以上継続して雇用保険の被保険者としてYK社に勤務していた場合は、専門実践教育訓練給付金の支給対象となります。」
3. 「専門実践教育訓練給付金は、対象講座の受講状況が適切であると認められれば、受講中の場合であっても支給されます。」
4. 「対象講座に係る資格を取得し、受講を修了した日の翌日から1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、専門実践教育訓練給付金が追加支給されます。」

(問題 2 2)

(設問 G) 育児・介護休業法の「両親ともに育児休業をする場合の特例（以下「パパ・ママ育休プラス」という）」は、両親がともに育児休業をする場合に、一定の要件を満たすことにより育児休業の対象となる子が 1 歳 2 ヶ月になるまで育児休業を取得できる期間が延長される制度である。以下の図のうち、パパ・ママ育休プラスが適用されないものはどれか。

＜パパ・ママ育休プラスの適用要件＞

- ・ 配偶者が子の 1 歳に達する日以前に育児休業を取得していること
- ・ 本人の育児休業開始予定日が、子の 1 歳の誕生日以前であること
- ・ 本人の育児休業開始予定日は、配偶者がしている育児休業の初日以降であること



問6

社会保険の適用や給付等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。以下、全国健康保険協会管掌健康保険を「協会けんぽ」とします。

(問題23)

(設問A) 会社員の飯田晴彦さんは、2018年8月末に60歳定年を迎えた後も、継続雇用制度を利用して2018年9月から65歳になるまで働く予定である。以下の<資料>に基づく晴彦さんが再雇用された後の飯田さん夫婦(同一世帯)の社会保険の加入に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項は考慮しないこと。また、各選択肢の協会けんぽの被保険者とは、一般の被保険者(日雇特例被保険者、任意継続被保険者以外の被保険者)のことをいう。

<資料>

[飯田さん夫婦のデータ]

| 氏名 | 続柄 | 生年月日・年齢 | 備考 |
|-------|----|---------------------|--|
| 飯田 晴彦 | 本人 | 1958年8月15日 (59歳) | <ul style="list-style-type: none"> ・ QX株式会社に勤務しており、協会けんぽの被保険者である。 ・ 60歳到達時点の勤続年数は41年である。 |
| 飯田 暁子 | 妻 | 1961年9月10日 (56歳) | <ul style="list-style-type: none"> ・ QZ株式会社でパート勤務をしており、晴彦さんの健康保険の被扶養者となっている。 |

[晴彦さんのQX社における2018年9月以降の勤務形態等]

- ・ 1日5時間、週5日勤務
- ・ 継続して1年以上雇用される見込みである。
- ・ 月額給与：180,000円
- ・ 60歳台前半の老齢厚生年金(報酬比例部分)は、月額100,000円の見込みである。
- ・ QX社の社員数は800人で、通常の労働者の週の所定労働時間は38時間である。

[暁子さんのQZ社における2018年9月以降の勤務形態等]

- ・ 1日4時間、週5日勤務
- ・ 継続して1年以上雇用される見込みである。
- ・ 月額給与：80,000円
- ・ 60歳台前半の老齢厚生年金(報酬比例部分)は、月額10,000円の見込みである。
- ・ QZ社の社員数は600人で、通常の労働者の週の所定労働時間は38時間である。また、QZ社は協会けんぽの適用事業所である。

1. 晴彦さんは、Q X社において協会けんぽの被保険者にはならない。
2. 晴彦さんは、Q X社において厚生年金保険の被保険者となる。
3. 暁子さんは、Q Z社において協会けんぽの被保険者となる。
4. 晴彦さんが仮に65歳まで厚生年金保険の被保険者としてQ X社で働き続ける場合、暁子さんは60歳を超えても国民年金の第3号被保険者となる。

(問題24)

(設問B) 個人事業主の宮本琢磨さん(41歳)は、妻と子の3人でZ市に居住している。以下の<資料>に基づいて、琢磨さんが支払う2018年度分の国民健康保険料と介護保険料の世帯合計額(年額)として、正しいものはどれか。なお、減免措置の適用はないものとする。また、計算に当たっては、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分のそれぞれの世帯合計額について、百円未満の端数を切り捨てること。

<資料>

[宮本家のデータ]

| 氏名 | 続柄 | 年齢 | 備考 |
|-------|-------------|-----|----------------------|
| 宮本 琢磨 | 本人 (世帯主) | 41歳 | 前年の総所得金額(事業所得) 470万円 |
| 宮本 敦子 | 妻 | 38歳 | 専業主婦(所得なし) |
| 宮本 美優 | 長女 | 15歳 | 中学生(所得なし) |

※家族3人は同一世帯であり、3人はそれぞれZ市の国民健康保険の被保険者である。

[Z市の国民健康保険料(年額)]

所得割の算定基礎額=前年の総所得金額等-基礎控除33万円

| 項目 | 所得割の率 | 均等割(1人当たり) |
|------------|-------|------------|
| 医療分 | 6.38% | 30,500円 |
| 後期高齢者支援金等分 | 2.13% | 11,100円 |
| 介護分 | 1.49% | 13,400円 |

※医療分と後期高齢者支援金等分は、被保険者の年齢にかかわらず賦課される。介護分は、40歳以上65歳未満の被保険者について賦課される。

※限度額については考慮しないものとする。

1. 575,100円
2. 601,900円
3. 608,100円
4. 634,900円

(問題 25)

(設問C) 加瀬智雄さんは妻の美津子さんと夫婦2人でR市に居住している(同一世帯である)。以下の<資料>に基づく加瀬さん夫婦の2018年度分の介護保険料(年額)の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

[加瀬さん夫婦のデータ]

| 氏名 | 続柄 | 年齢 | 前年の公的年金(老齢年金)収入 | 市民税 |
|--------|----|-----|-----------------|-----|
| 加瀬 智雄 | 夫 | 80歳 | 290万円 | 課税 |
| 加瀬 美津子 | 妻 | 76歳 | 75万円 | 非課税 |

※公的年金等控除額は夫婦とも120万円であり、公的年金収入のほかに収入はない。

[R市の介護保険料の所得段階と保険料]

| 所得段階 | 対象となる人 | 負担割合 |
|------|--|------------------|
| 第1段階 | 生活保護を受給している人、または世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 | 基準額×0.3 |
| | 世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 | |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人 | 基準額×0.5 |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人 | 基準額×0.7 |
| 第4段階 | 本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人 | 基準額×0.9 |
| 第5段階 | 本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人 | 基準額 (60,000円) |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人 | 基準額×1.2 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人 | 基準額×1.3 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人 | 基準額×1.5 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の人 | 基準額×1.7 |

- 1. 智雄さん 78,000円 美津子さん 54,000円
- 2. 智雄さん 90,000円 美津子さん 18,000円
- 3. 智雄さん 78,000円 美津子さん 18,000円
- 4. 智雄さん 90,000円 美津子さん 54,000円

(問題 26)

(設問D) 以下のケース1からケース3の人が、2018年4月に介護保険法に基づく介護給付対象サービス（以下「介護サービス」という）を受けた場合の利用者負担割合に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問における利用者負担割合は以下の<資料>によって判定するものとし、利用者負担の上限は考慮しないものとする。また、いずれの人も介護サービスを利用する際に介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示しているものとする。

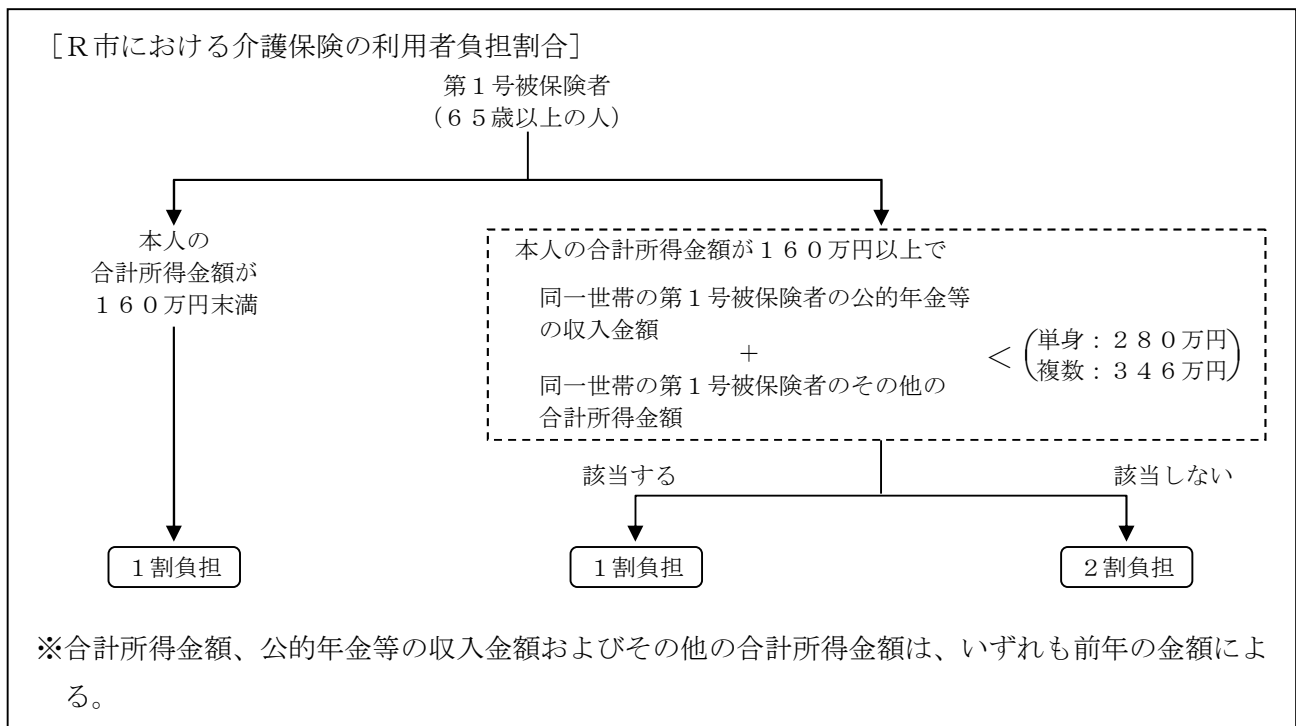
| | 氏名 | 続柄 | 年齢 | 前年の公的年金（老齢年金）収入 | 市民税 |
|------|-------|----|-----|-----------------|-----|
| ケース1 | 藤尾 司 | 夫 | 81歳 | 285万円 | 課税 |
| | 藤尾 洋子 | 妻 | 77歳 | 75万円 | 非課税 |
| ケース2 | 井上 清二 | 夫 | 75歳 | 295万円 | 課税 |
| | 井上 幸 | 妻 | 75歳 | 50万円 | 非課税 |
| ケース3 | 細井 茂 | 夫 | 79歳 | 260万円 | 課税 |
| | 細井 礼子 | 妻 | 77歳 | 270万円 | 課税 |

※上記の人の公的年金等控除額はいずれも120万円である。

※上記の人はいずれも公的年金収入のほかに収入はない。

※上記の人はすべてR市に居住しており、夫婦はいずれも同居している（同一世帯である）。

<資料>



1. ケース1の藤尾司さんの利用者負担割合は、2割である。
2. ケース2の井上清二さんの利用者負担割合は、2割である。
3. ケース3の細井茂さんの利用者負担割合は、1割である。
4. ケース3の細井礼子さんの利用者負担割合は、1割である。

(問題27)

(設問E) 国民年金の第1号被保険者には、保険料の免除制度および納付猶予制度がある。これらの制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特に記載のない事項については、免除および納付猶予の要件を満たしているものとし、保険料免除等の申請を8月に行ったものとする。

1. 被保険者、被保険者の配偶者、世帯主の前年の所得が一定額以下の場合、その所得額に応じて保険料の全額、4分の3、半額、4分の1が免除される。
2. 配偶者から暴力を受けていることにより配偶者と住居が異なり、保険料納付が困難な被保険者は、本人のみの前年所得により保険料が免除される。
3. 50歳未満の被保険者（学生ではない）は、本人および配偶者の前年の所得が一定額以下の場合、保険料納付が猶予される。
4. 前年の所得が一定額以下の被保険者が学生になった場合、保険料免除制度と学生納付特例制度のいずれかを選択することができる。

問7

全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題28）

（設問A）以下の＜資料＞に基づく協会けんぽの被扶養者に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問においては、＜資料＞の基準を満たしている場合、被保険者と生計維持関係があり、被扶養者となることができるものとする。

＜資料＞

| 認定対象者 | 年間収入による被扶養者の認定基準 | |
|-----------------|------------------------|---------------------------|
| | 同一の世帯に属している場合 | 同一の世帯に属していない場合 |
| 60歳未満 | 130万円未満かつ被保険者の年収の1/2未満 | 130万円未満かつ被保険者からの援助額よりも少ない |
| 60歳以上 または障害者 | 180万円未満かつ被保険者の年収の1/2未満 | 180万円未満かつ被保険者からの援助額よりも少ない |

1. 被保険者と同一世帯に属している配偶者（48歳、障害者ではない）の年間収入が100万円で、かつ、被保険者の年間収入が180万円である場合、配偶者は被扶養者となることができる。
2. 被保険者と同一世帯に属している母（58歳、障害者ではない）の年間収入が130万円で、かつ、被保険者の年間収入が360万円である場合、母は被扶養者となることができる。
3. 被保険者と同一世帯に属していない子（18歳、障害者ではない）の年間収入が100万円で、かつ、被保険者からの援助による収入の年額が80万円である場合、子は被扶養者となることができる。
4. 被保険者と同一世帯に属していない父（68歳、障害者ではない）の年間収入が130万円で、かつ、被保険者からの援助による収入の年額が150万円である場合、父は被扶養者となることができる。

（問題29）

（設問B）協会けんぽの任意継続被保険者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 任意継続被保険者となるには、被保険者資格の喪失日の前日まで継続して2ヵ月以上被保険者であったことが必要である。
2. 任意継続被保険者となった場合、国民健康保険に加入するという理由で資格を喪失することはできない。
3. 任意継続被保険者には、資格喪失後の継続給付を除き、傷病手当金と出産手当金は支給されない。
4. 任意継続被保険者が正当な理由なく納付期日までに保険料を納付しなかったときは、納付期日が属する月の翌月1日に被保険者資格を喪失する。

(問題30)

(設問C) 協会けんぽの被保険者は、一定の要件を満たせば、資格喪失後も協会けんぽからの給付を受けることができる。協会けんぽの資格喪失後の給付に関する下表の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、任意継続被保険者については考慮しないものとする。

| 給付の種類 | 受給要件 |
|----------------|--|
| 傷病手当金 出産手当金 | 被保険者資格を喪失した日の前日まで引き続き(ア)以上被保険者であった人が、被保険者資格を喪失した日において傷病手当金または出産手当金を受給していた、もしくは受給資格を満たしていたとき |
| 出産育児一時金 | 被保険者資格を喪失した日の前日まで引き続き(ア)以上被保険者であった人が、被保険者資格の喪失日後(イ)以内に出産したとき |
| 埋葬料(費) | 次のいずれかの要件を満たす場合 ① 継続給付として傷病手当金または出産手当金を受給中の人が死亡 ② 継続給付として受給していた傷病手当金または出産手当金の受給終了後(ウ)以内に死亡 ③ 被保険者資格を喪失後(ウ)以内に死亡 |

1. (ア) 1年 (イ) 6ヵ月 (ウ) 3ヵ月
2. (ア) 1年 (イ) 2ヵ月 (ウ) 6ヵ月
3. (ア) 2ヵ月 (イ) 2ヵ月 (ウ) 3ヵ月
4. (ア) 2ヵ月 (イ) 6ヵ月 (ウ) 6ヵ月

(問題 3 1)

(設問D) 協会けんぽの被保険者である青山照子さんは、私傷病により労務不能となって、2018年5月1日から31日まで31日間休業し、傷病手当金を請求した。以下の<資料>に基づき、青山さんが受け取ることができる傷病手当金の合計額として、正しいものはどれか。なお、支給日数は28日であり、休業期間中の報酬は支払われないものとする。また、青山さんは傷病手当金の支給要件はすべて満たしているものとする。

<資料>

[青山さんの標準報酬月額等の状況]

| | | | | |
|----------------|---------------|----------------|---------------|---------------|
| 2016年 4月1日 | 2016年 9月1日 | 2017年 9月1日 | 2018年 5月1日 | 2018年 5月4日 |
| ▼ | ▼ | ▼ | ▼ | ▼ |
| 標準報酬月額 20万円 | | 標準報酬月額 22万円 | 標準報酬月額24万円 | |
| ▲ | | | ▲ | ▲ |
| 被保険者 資格取得 | | | 休業開始 | 傷病手当金 支給開始 |

[傷病手当金の1日当たりの額の計算式 (円未満四捨五入)]

$$\underbrace{\text{支給開始月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額の平均額} \times \frac{1}{30} \times \frac{2}{3}}_{10円未満四捨五入}$$

1. 133,800円
2. 145,236円
3. 146,160円
4. 149,324円

(問題32)

(設問E) MA株式会社に勤務する馬場秀夫さんは、先日病気で入院し手術を受けた。馬場さん夫婦の2018年6月の1ヵ月間における医療費等のデータが以下の<資料>のとおりである場合、秀夫さんに支給される6月分の高額療養費の金額(世帯合計額)として、正しいものはどれか。

<資料>

[馬場さん夫婦の医療費等のデータ]

○馬場秀夫(68歳)

- ・ MT病院(入院): 医療費 600,000円
(秀夫さんが希望した個室使用による加算額100,000円を含む)
- ・ MT病院(外来): 医療費 20,000円

○馬場明子(68歳)

- ・ MS病院(外来): 医療費 20,000円
- ・ MI 医院(外来): 医療費 60,000円

※秀夫さんは協会けんぽの被保険者である。

※馬場さん夫婦は同一世帯で、明子さんは秀夫さんの健康保険の被扶養者である。

※秀夫さんの標準報酬月額は30万円である。

※70歳未満の人の場合、自己負担額のうち21,000円以上のものが世帯合算の対象となる。

※健康保険限度額適用認定証の提示はしていないものとする。

※多数回該当については考慮しないものとする。

※入院時の食事代など記載のない事項については考慮しないものとする。

[70歳未満の高額療養費の自己負担限度額(月額)]

| 所得区分 (標準報酬月額) | 自己負担限度額 |
|------------------|----------------------------------|
| 28万円～50万円 | 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% |

1. 67,570円
2. 96,570円
3. 102,370円
4. 125,570円

問8

公的年金制度の仕組みや受給額等に関する以下の設問A～Iについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、以下の<資料>を適宜使用してください。また、年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入してください。以下、厚生年金保険を「厚生年金」とします。

<資料>

[年金の経過措置一覧表 (一部抜粋)]

| 生年月日 | 老齢厚生年金 | | | |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 男子の定額部分 支給開始年齢 | 女子の定額部分 支給開始年齢 | 男子の報酬比 例部分支給開 始年齢 | 女子の報酬比 例部分支給開 始年齢 |
| 昭25.4.2～昭26.4.1 | — | 63歳 | 60歳 | 60歳 |
| 昭26.4.2～昭27.4.1 | — | 〃 | 〃 | 〃 |
| 昭27.4.2～昭28.4.1 | — | 64歳 | 〃 | 〃 |
| 昭28.4.2～昭29.4.1 | — | 〃 | 61歳 | 〃 |
| 昭29.4.2～昭30.4.1 | — | — | 〃 | 〃 |
| 昭30.4.2～昭31.4.1 | — | — | 62歳 | 〃 |
| 昭31.4.2～昭32.4.1 | — | — | 〃 | 〃 |
| 昭32.4.2～昭33.4.1 | — | — | 63歳 | 〃 |
| 昭33.4.2～昭34.4.1 | — | — | 〃 | 61歳 |
| 昭34.4.2～昭35.4.1 | — | — | 64歳 | 〃 |
| 昭35.4.2～昭36.4.1 | — | — | 〃 | 62歳 |
| 昭36.4.2～昭37.4.1 | — | — | (65歳) | 〃 |
| 昭37.4.2～昭38.4.1 | — | — | 〃 | 63歳 |
| 昭38.4.2～昭39.4.1 | — | — | 〃 | 〃 |
| 昭39.4.2～昭40.4.1 | — | — | 〃 | 64歳 |
| 昭40.4.2～昭41.4.1 | — | — | 〃 | 〃 |
| 昭41.4.2以降 | — | — | 〃 | (65歳) |

[特別支給の老齢厚生年金の計算式]

(1) 定額部分：1,625円×1.000×被保険者期間の月数

(2) 報酬比例部分：(ア) + (イ)

(ア) 2003 (平成15) 年3月以前の被保険者期間分

(2017 (平成29) 年度再評価)

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003 (平成15) 年3月以前の被保険者期間の月数}$$

(イ) 2003 (平成15) 年4月以後の被保険者期間分

(2017 (平成29) 年度再評価)

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003 (平成15) 年4月以後の被保険者期間の月数}$$

[老齢厚生年金の配偶者の加給年金額] 389,800円

(問題 3 3)

(設問A) 会社員の中井誠さんが63歳の誕生日に会社を退職する場合、誠さんが受け取ることができる60歳前半の老齢厚生年金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては以下の<資料>に基づくこととする。

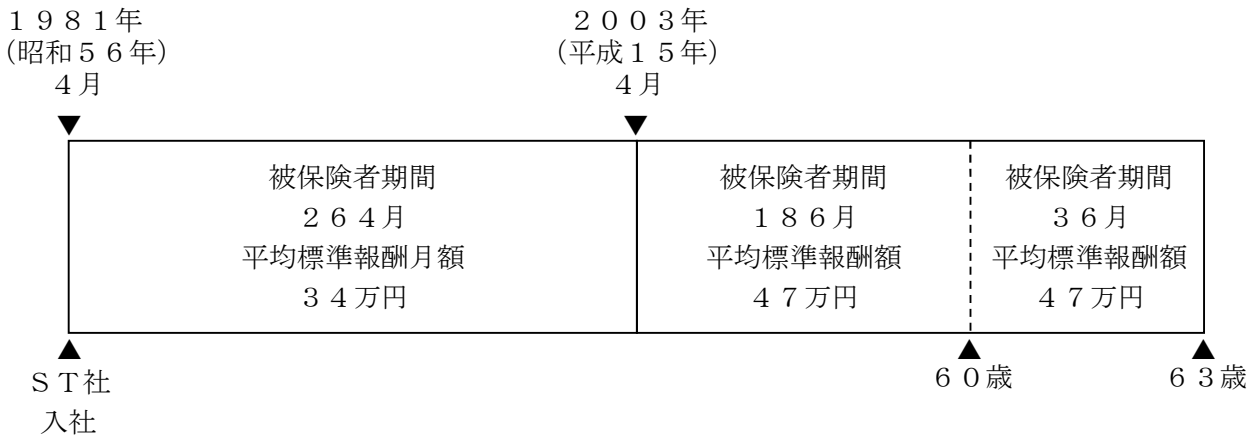
<資料>

[中井さん夫婦のデータ]

| 氏名 | 続柄 | 生年月日・年齢 | 公的年金加入歴等 |
|-------|----|---------------------------------|--|
| 中井 誠 | 本人 | 1958 (昭和33)年 10月10日 (59歳) | 1981 (昭和56)年4月にST株式会社に入社(厚生年金加入)し、63歳の誕生日まで厚生年金に加入して働く予定である。 |
| 中井 美香 | 妻 | 1960 (昭和35)年 9月20日 (57歳) | 厚生年金に3年間加入し、1984 (昭和59)年4月の結婚後は専業主婦である。 |

※美香さんは、誠さんに生計を維持されており、今後も変わらないものとする。

[誠さんの厚生年金加入歴]



※誠さんに上記以外の公的年金加入期間はない。

1. 1,053,246円
2. 1,211,428円
3. 1,455,958円
4. 1,601,228円

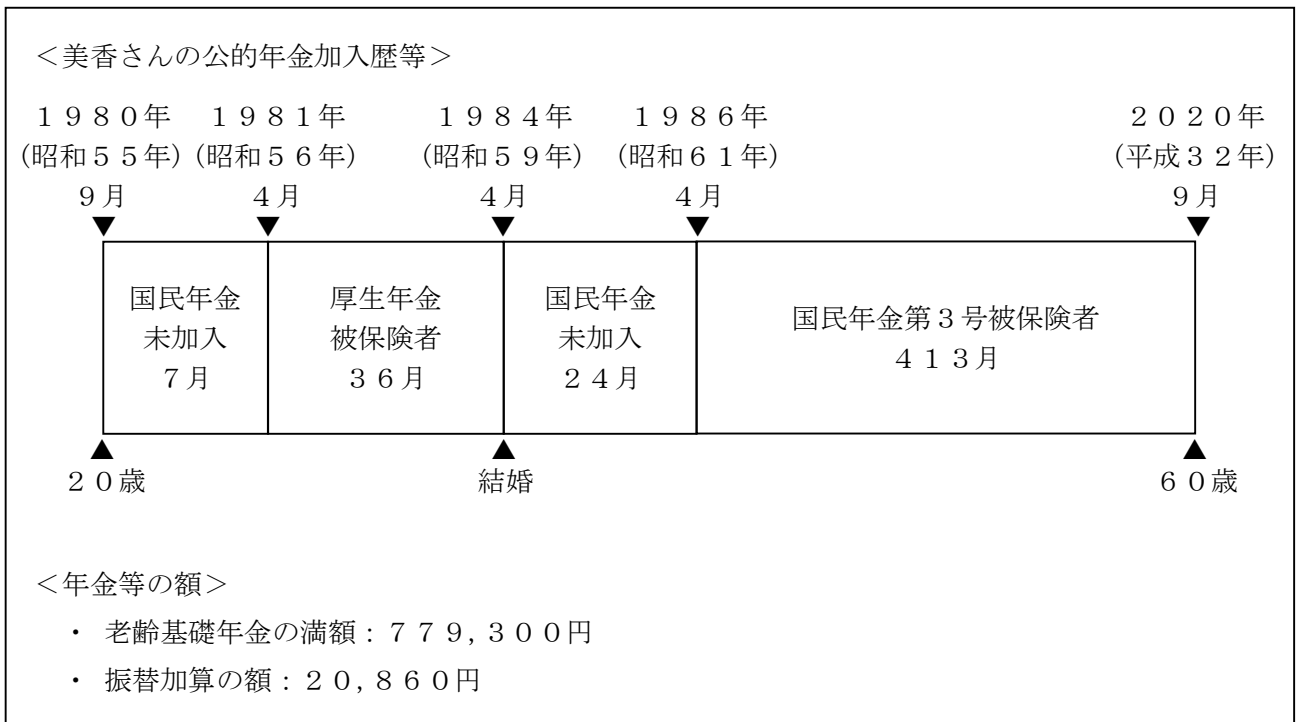
(問題 3 4)

(設問 B) (問題 3 3) の誠さんが 6 3 歳の誕生日に会社を退職する場合、誠さんが 6 5 歳から受け取ることができる老齢基礎年金の額として、正しいものはどれか。なお、老齢基礎年金の満額は、7 7 9, 3 0 0 円である。

1. 7 3 0, 5 9 4 円
2. 7 3 0, 6 0 0 円
3. 7 7 9, 3 0 0 円
4. 7 8 9, 0 4 1 円

(問題 3 5)

(設問 C) (問題 3 3) の美香さんの公的年金の加入歴が以下のとおりである場合、美香さんが 6 5 歳時に国民年金から受給する老齢給付の額として、正しいものはどれか。なお、誠さんとの生計維持関係は今後も変わらないものとする。



1. 6 7 0, 5 2 3 円
2. 6 9 1, 3 8 3 円
3. 7 2 8, 9 7 0 円
4. 7 4 9, 8 3 0 円

(問題36)

(設問D) 会社員の湯本啓二さんは、定年退職を控え今後の年金給付について知りたいと思っている。

＜湯本さん夫婦のデータ＞が以下のとおりである場合、今後の老齢年金に係る配偶者の加給年金額および振替加算に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

＜湯本さん夫婦のデータ＞

| 氏名 | 続柄 | 生年月日・年齢 | 備考 |
|--------|----|--------------------------------|---|
| 湯本 啓二 | 本人 | 1960 (昭和35)年 5月1日 (58歳) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 23歳の時にMD株式会社に入社して以来、厚生年金の被保険者である。 ・ 28歳の時に美奈子さんと結婚した。 ・ 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は64歳である。 |
| 湯本 美奈子 | 妻 | 1959 (昭和34)年 4月20日 (59歳) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 22歳の時にMG株式会社に入社 (厚生年金加入) し、30歳の時に同社を退職後は専業主婦であり、厚生年金の加入はない。 ・ 啓二さんに生計を維持されており、今後も変わらないものとする。 ・ 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は61歳である。 |

※夫婦とも障害者特例に該当しない。

※夫婦とも老齢年金の繰上げ・繰下げは行わないものとする。

1. 美奈子さんが61歳になって特別支給の老齢厚生年金の受給権を得た場合、その時点から美奈子さんの特別支給の老齢厚生年金に配偶者加給年金額が加算される。
2. 啓二さんが64歳になって特別支給の老齢厚生年金の受給権を得た場合、その時点から啓二さんの特別支給の老齢厚生年金に配偶者加給年金額が加算される。
3. 美奈子さんが65歳になって老齢基礎年金の受給権を得た場合、その時点から美奈子さんの老齢基礎年金に振替加算が加算される。
4. 啓二さんが65歳になって老齢厚生年金の受給権を得た場合、その時点から美奈子さんの老齢基礎年金に振替加算が加算される。

(問題 37)

(設問 E) 会社員の木内加世子さん(58歳)は、60歳で定年を迎えた後も会社の継続雇用制度を利用して働き続けたいと考えている。木内さんの62歳時の収入見込み額に関する下表の空欄(ア)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。

<木内さんのデータ>

- ・ 定年退職日の翌日からフルタイムで働き、引き続き厚生年金に加入する。
- ・ 60歳到達時の賃金月額：350,000円(標準報酬月額：360,000円)
- ・ 60歳以降に支払われる賃金月額：200,000円(標準報酬月額：200,000円)
- ・ 59歳以降に支払われる賞与：なし
- ・ 62歳から受給する特別支給の老齢厚生年金の額：1,200,000円

<60歳前半の在職老齢年金の支給停止額の計算式>

$$\text{支給停止額(月額)} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 28\text{万円}) \times 1/2$$

$$\text{※総報酬月額相当額} = \text{標準報酬月額} + \text{その月以前1年間の標準賞与額の総額} \div 12$$

<高年齢雇用継続基本給付金>

支給対象月に支払われた賃金の額が60歳到達時賃金月額の61%未満の場合、支給対象月に支払われた賃金の額の15%相当額が支給される。

<高年齢雇用継続基本給付金の受給による在職老齢年金の支給停止額>

標準報酬月額が60歳到達時賃金月額の61%未満の場合、在職老齢年金と高年齢雇用継続基本給付金の併給調整として、在職老齢年金から標準報酬月額の6%相当額が支給停止される。

<木内さんの62歳時の収入見込み額(月額)>

| | | |
|----------------------|--------------------------------|----------|
| ① | 62歳時の賃金月額 | 200,000円 |
| ② | 在職老齢年金(注) | *****円 |
| ③ | 高年齢雇用継続基本給付金 | *****円 |
| ④ | 高年齢雇用継続基本給付金の受給による在職老齢年金の支給停止額 | *****円 |
| 62歳時の収入見込み額(①+②+③-④) | | (ア) |

(注) 高年齢雇用継続基本給付金との併給調整前の額である。

1. 278,000円
2. 290,000円
3. 308,000円
4. 320,000円

(問題38)

(設問F) 野村麻子さんは、夫の明さんが病気で入院しており、今後の生活を心配している。仮に、麻子さんが66歳の時に明さんが死亡した場合、以下の<資料>に基づいて明さんの死亡時に麻子さんに支給される遺族厚生年金の額として、正しいものはどれか。なお、明さんの老齢厚生年金の経過的加算は考慮しないものとする。

<資料>

[野村さん夫婦のデータ]

| 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 年齢 | 備考 |
|-------|-----------|----------------------|-----|--|
| 野村 明 | 夫 | 1951 (昭和26)年 4月2日 | 67歳 | 厚生年金加入期間 40年 老齢厚生年金 (報酬比例部分) 120万円 |
| 野村 麻子 | 本人 (妻) | 1956 (昭和31)年 4月2日 | 62歳 | 厚生年金加入期間 25年 65歳以降の老齢厚生年金 50万円 |

※夫婦とも公的年金収入のほかに収入はない。

※麻子さんは明さんに生計を維持されており、今後も変わらないものとする。

※野村さん夫婦に子はいない。

※麻子さんに経過的寡婦加算額は加算されない。

[麻子さんに65歳以降支給される遺族厚生年金の計算方法]

次の①または②のいずれか多い額－麻子さんの老齢厚生年金の額

① 明さんの老齢厚生年金 (報酬比例部分) の額 $\times 3/4$

② 上記①の額 $\times 2/3$ + 麻子さんの老齢厚生年金の額 $\times 1/2$

1. 350,000円
2. 400,000円
3. 850,000円
4. 900,000円

(問題39)

(設問G) MF株式会社に勤務している三上昭雄さんは、旅行先で事故に遭いその時のケガが原因で、現在、障害年金を受給している。以下の<資料>に基づき、昭雄さんが現在受給している障害基礎年金と障害厚生年金の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

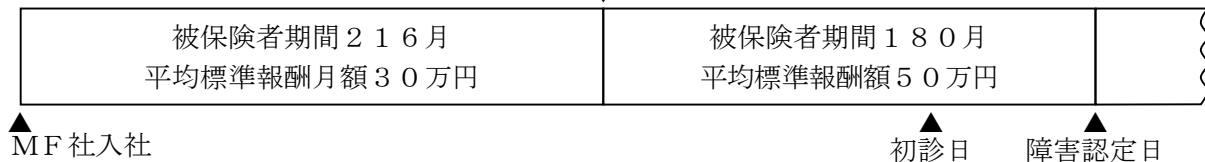
[三上家のデータ]

| 氏名 | 続柄 | 年齢 | 備考 |
|--------|----|-----|---|
| 三上 昭雄 | 本人 | 56歳 | ・ 1962 (昭和37)年4月10日生まれ ・ 2018 (平成30)年3月に片下肢機能障害のため障害等級2級の認定を受け、障害基礎年金と障害厚生年金を受給している。 |
| 三上 直子 | 妻 | 50歳 | ・ 昭雄さんが事故に遭った当時は専業主婦で無収入であったが、事故後の2018 (平成30)年4月からMF社に正社員として雇用されている。年収は約200万円で、今後同程度と見込まれる。 |
| 三上 友里恵 | 子 | 20歳 | ・ 大学生で収入はなく、障害状態にはない。 |
| 三上 綾乃 | 子 | 19歳 | ・ 大学生で収入はなく、障害状態にはない。 |

※上記の家族は全員同居している。

[昭雄さんの厚生年金加入歴]

2003 (平成15)年4月



[障害厚生年金 (2級) の年金額の計算式]

- ・ 報酬比例の年金額 = ① + ②
- ① 2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{被保険者期間の月数}$$
- ② 2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{被保険者期間の月数}$$
- ・ 配偶者の加給年金額 224,300円

[障害基礎年金の年金額]

- ・ 障害基礎年金 (2級) の年金額 779,300円
- ・ 子の加算額 224,300円 (2人目まで、1人当たり)

| | | | |
|-----------|------------|--------|------------|
| 1. 障害基礎年金 | 779,300円 | 障害厚生年金 | 954,990円 |
| 2. 障害基礎年金 | 779,300円 | 障害厚生年金 | 1,179,290円 |
| 3. 障害基礎年金 | 1,003,600円 | 障害厚生年金 | 954,990円 |
| 4. 障害基礎年金 | 1,003,600円 | 障害厚生年金 | 1,179,290円 |

(問題40)

(設問H) 国民年金の寡婦年金と死亡一時金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 寡婦年金は、夫の死亡の当時、夫との婚姻関係が10年未満の妻には支給されない。
2. 死亡一時金を受け取ることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母であり、兄弟姉妹は含まれない。
3. 寡婦年金の額は、死亡した夫の第1号被保険者期間に基づく老齢基礎年金の額の4分の3に相当する額である。
4. 死亡一時金は、死亡した者の第1号被保険者期間における保険料納付済期間相当の月数が36月以上の場合に支給される。

(問題41)

(設問I) 国民年金法等の改正により2017(平成29)年8月1日から老齢年金の受給資格期間等が25年から10年に短縮された。この改正に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特に記載のない事項については、受給要件を満たしているものとする。

1. 保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が10年以上ある場合、老齢基礎年金を受給できるようになった。
2. 改正前において受給資格期間を満たしていなかったいわゆる無年金者も、10年の受給資格期間を満たしていれば老齢年金を受給できるようになった。
3. 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上ある夫が死亡した場合、妻は寡婦年金を受給できるようになった。
4. 受給資格期間が10年である老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、その遺族は長期要件による遺族厚生年金を受給できるようになった。

問9

企業年金や退職金等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題42)

(設問A) 確定拠出年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問においては企業型確定拠出年金を「企業型」、個人型確定拠出年金を「個人型」という。

1. 掛金の拠出は年単位で定められている。
2. 企業型の加入者が掛金を拠出する場合（マッチング拠出）、加入者が拠出する掛金の額は事業主の掛金の額を超えてはならない。
3. 加入者が死亡した場合は、その者について拠出された掛金の総額に相当する額が死亡一時金として所定の遺族に給付される。
4. 60歳未満の企業型の加入者が退職して国民年金の第3号被保険者となった場合、個人型に資産を移換して、加入者または運用指図者になることができる。

(問題43)

(設問B) 小規模企業共済制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 共済契約者は、納付した掛金合計額を限度に契約者貸付制度を利用できるが、担保または保証人が必要である。
2. 個人事業主が加入資格を満たしている場合、その事業の経営に携わる共同経営者も、個人事業主1人につき3人まで加入することができる。
3. 共済金Aおよび共済金Bは、いずれも掛金納付月数が6ヵ月以上である場合に支払われる。
4. 共済金額が300万円の場合、共済金の一括受取りと分割受取りを併用することができる。

(問題 4 4)

(設問C) 個人事業主の細川清さん(43歳8ヵ月)は、老後の年金が老齢基礎年金だけであることを不安に感じており、国民年金基金への加入を検討している。細川さんが現時点で以下の<資料>のとおり国民年金基金に加入した場合、65歳時点の受給年金額(年額)として、正しいものはどれか。なお、受給年金額(年額)は百円未満を四捨五入すること。

<資料>

[給付の型と加入口数]

| 給付の型 | | 加入口数 | 受給年金額(1口当たり) | | 給付の内容 |
|-------|----|------|--------------|---------|----------|
| 1口目 | A型 | 1口 | 15,000円 | 65歳~終身 | 15年保証期間付 |
| 2口目以降 | A型 | 1口 | 5,000円 | 65歳~終身 | 15年保証期間付 |
| | I型 | 1口 | 5,000円 | 65歳~80歳 | 15年確定年金 |

[加算額の計算]

50歳未満の人が誕生月以外の月に加入した場合は、次年齢に達するまでの月数に応じて年金額に加算額が加算される。

- ・ 加算額(年額) = 単位加算額 × 加算月数 × 加入口数

※加算月数は加入の翌月から次年齢に達する月までの月数

| 加入時年齢 | 単位加算額 | | | |
|-------|--------|--------|----------|------|
| | 1口目の年金 | | 2口目以降の年金 | |
| 43歳 | 1口 | 1,056円 | 1口 | 352円 |
| 44歳 | 1口 | 1,116円 | 1口 | 372円 |

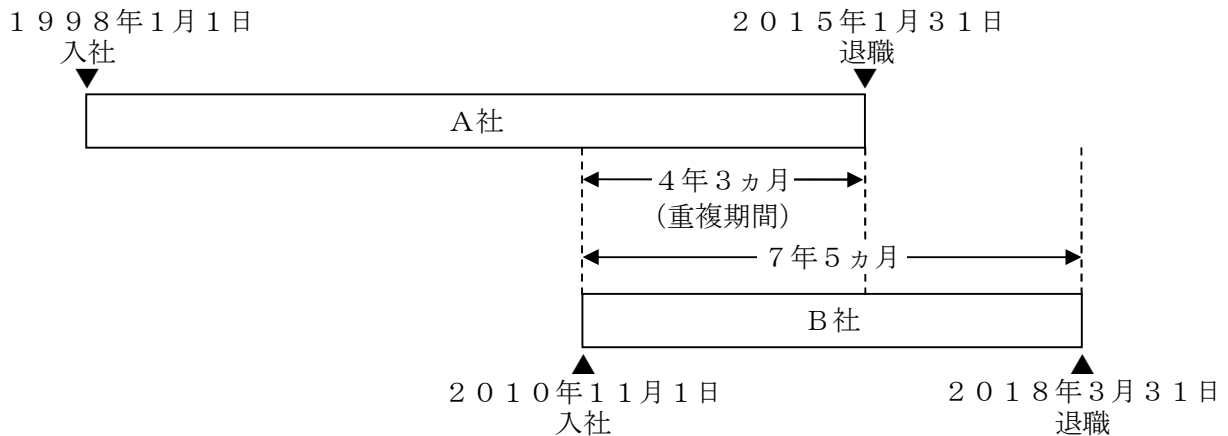
1. 300,000円
2. 307,000円
3. 307,400円
4. 314,100円

(問題45)

(設問D) 北村弘幸さんは、2015年1月31日にA社を退職して退職一時金を受け取り、2018年3月31日にB社を退職して退職一時金を受け取った。以下の<資料>に基づき、所得税の計算上、北村さんがB社から受け取った退職一時金に係る退職所得控除額として、正しいものはどれか。

<資料>

[北村さんの勤続期間等]



- ※特定役員退職手当等に該当するものはない。
- ※障害者になったことに基因する退職ではない。
- ※退職所得に関する手続きについては適正に行われている。
- ※A社より支給された退職一時金の額は、A社の勤続年数に対応する退職所得控除額以上であった。

[B社の退職一時金に係る退職所得控除額の計算]

その年に支給された退職手当とその年の前年以前4年以内に支給された退職手当の計算の基礎としたそれぞれの勤続期間に重複している期間があるときは、その重複期間に対応する退職所得控除額を控除してその年の退職所得控除額を算出する。よって、北村さんの退職所得控除額は以下の計算式により算出する。

- ・ 退職所得控除額 = (イ) - (ロ)
- (イ) B社の勤続期間に対応する退職所得控除額
- (ロ) A社の勤続期間とB社の勤続期間とが重複している期間に対応する退職所得控除額
- ※A社とB社の重複している勤続期間(4年3ヶ月)の1年未満の端数は切り捨てること。

1. 40万円
2. 80万円
3. 120万円
4. 160万円

問10

中小法人の資金計画に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題46)

(設問A) 以下の<資料>に基づくKB株式会社の資金繰りに関する下表の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

[KB社の売上と仕入の実績]

| | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 売上 | 2,800万円 | 3,200万円 | 2,500万円 | 3,000万円 |
| 仕入 | 2,100万円 | 2,500万円 | 2,000万円 | 2,400万円 |

[KB社の取引条件]

○売上も仕入もすべて掛取引とする。

○売上代金

- ・ 売上の翌月25日に、代金の6割を現金で受け取り、4割を手形で受け取るものとする。
- ・ 手形の振出日から支払期日までの期間は1ヵ月であり、期日に決済されるものとする。

○仕入代金

- ・ 仕入の翌々月25日に、代金の5割を現金で支払い、5割を手形で支払うものとする。
- ・ 手形の振出日から支払期日までの期間は2ヵ月であり、期日に決済されるものとする。

<KB社の資金繰り表(一部)>

| | | 6月 | 7月 |
|----|-----------|-------|-------|
| 収入 | 売掛金の現金回収 | (ア)万円 | ***万円 |
| | 受取手形の決済 | ***万円 | (イ)万円 |
| 支出 | 買掛金の現金支払い | (ウ)万円 | ***万円 |
| | 支払手形の決済 | ***万円 | ***万円 |

※問題の性質上、表の一部を「***」にしてある。

1. (ア) 1,500 (イ) 1,000 (ウ) 1,000
2. (ア) 1,800 (イ) 1,200 (ウ) 1,000
3. (ア) 1,500 (イ) 1,200 (ウ) 1,200
4. (ア) 1,800 (イ) 1,000 (ウ) 1,200

問 1 1

CFP[®]認定者にとって、リタイアメントプランニングに関する最近の情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 7)

(設問A) 小坂幸雄さんは、公証役場に出向き、以下の<条件>に基づいて公正証書遺言1通を作成するつもりである。<公正証書作成手数料の表>に基づいて計算した手数料の合計額として、正しいものはどれか。なお、公正証書の枚数による手数料の加算は考慮しないものとする。

<条件>

- ・ 小坂さんの妻はすでに死亡しており、小坂さんの相続人は長男および二男の2人である。
- ・ 小坂さんの所有財産は下表のとおりである。
- ・ 宅地・建物の評価額および取得予定者は下表のとおりであり、現金の合計額は3,000万円である。
- ・ 長男と二男が取得する財産の相続税評価額の総額が同じになるように現金3,000万円を分割する。
- ・ 祭祀主宰者は指定しない。

[遺産分割とその価額]

| 取得予定者 | 財産 | 固定資産税評価証明書を 基にした評価額 | 相続税評価額 |
|-------|---------|------------------------|----------|
| 長男 | 甲宅地 | 2,600万円 | 2,900万円 |
| | 甲宅地上の建物 | 1,300万円 | 1,300万円 |
| | 現金 | — | (****)万円 |
| 二男 | 乙宅地 | 3,000万円 | 3,500万円 |
| | 現金 | — | (****)万円 |
| 合計 | | — | 10,700万円 |

※問題作成の都合上、一部(****)にしてある。

＜公正証書作成手数料の表＞

| 目的の価額 | 手数料 |
|---------------------|------------------------------------|
| 100万円以下 | 5,000円 |
| 100万円を超え200万円以下 | 7,000円 |
| 200万円を超え500万円以下 | 11,000円 |
| 500万円を超え1,000万円以下 | 17,000円 |
| 1,000万円を超え3,000万円以下 | 23,000円 |
| 3,000万円を超え5,000万円以下 | 29,000円 |
| 5,000万円を超え1億円以下 | 43,000円 |
| 1億円を超え3億円以下 | 43,000円に5,000万円までごとに 13,000円を加算 |
| 3億円を超え10億円以下 | 95,000円に5,000万円までごとに 11,000円を加算 |
| 10億円を超える場合 | 249,000円に5,000万円までごとに 8,000円を加算 |

※宅地および建物に係る目的の価額は、固定資産税評価証明書を基にした評価額によるものとする。

※相続人ごとに目的の価額を算出してそれぞれの手数料を算定し、その合計額が公正証書の手数料の額となる。

※遺言加算：1通の遺言公正証書における目的価額の合計額が1億円を超えないときは、11,000円を加算する。

1. 54,000円
2. 56,000円
3. 69,000円
4. 83,000円

(問題 48)

(設問B) 法定後見制度および後見制度支援信託に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 成年後見人は、その事務を行うに当たり必要なときは家庭裁判所の審判を得て、一定の期間、成年被後見人宛の郵便物の転送を受けることができる。
2. 成年後見人は家庭裁判所の許可を得ることなく成年被後見人を代理して、成年被後見人が居住するアパートの賃貸借契約を解除することができる。
3. 成年被後見人が死亡した場合、成年後見人は家庭裁判所の許可を得ることなく遺体の火葬に関する契約の締結を行うことができる。
4. 後見制度支援信託において信託することができる財産には、不動産や株式も含まれる。

(問題 49)

(設問C) 都道府県・指定都市社会福祉協議会（窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等で実施）が行う日常生活自立支援事業（以下「本事業」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 成年後見制度の被保佐人や被補助人は、本事業に係る契約内容を理解できる人であっても本事業を利用することができない。
2. 本事業では、福祉サービスの利用援助や日常生活上の消費契約の援助のほか、これらに伴う日常生活費の管理（日常的金銭管理）を行うことができる。
3. 年金証書や預貯金通帳、銀行印、保険証書を預かるサービスがあるが、実印については対象外である。
4. 契約締結前の相談は無料であるが、契約締結前の支援計画の作成および契約締結後のサービスの利用については有料である。

(問題50)

(設問D)「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録基準等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 居室(各専用部分)の床面積は、 25 m^2 以上(居間、食堂、台所その他の住宅の部分に共同利用するために十分な面積を有する場合は 18 m^2 以上)であることが登録の基準とされている。
2. 事業者は、状況把握(安否確認)サービスおよび生活相談サービスの提供をする必要があるが、介護サービスの提供は任意である。
3. 事業者は、前払金の算定の基礎、返還債務の金額の算定方法を明示している場合、入居時に家賃やサービスの対価を前払金で受け取ることができる。
4. 入居者が長期入院した場合、それを理由に事業者は入居者の同意なく賃貸契約を解約することができる。